佐賀県告示第 302 号

次の加入区において令和４年 11 月８日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 113 条の２第１項第１号の規定により、令和８年 11 月７日限り消滅した。

令和８年 11 月 10 日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

加入区

東与賀町加入区